公益財団法人 全国銀行学術研究振興財団定款

(2012年4月 1日施行)

(2012年6月21日改正)

(2017年6月28日改正)

(2018年6月21日改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団という。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本財団は、経済・金融及びこれらに関する法制に係る研究の助成等を行い、もって学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 経済・金融及びこれらに関する法制に係る研究に対する助成
 - (2) 経済・金融及びこれらに関する法制に係る研究成果の刊行に対する助成
 - (3) 経済・金融及びこれらに関する法制に係る研究において優れた成果をあげた者に対する表彰
 - (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第6条 本財団の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種類とする。
- 2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うための財産として理事会で定めたものとする。
- 3 特定資産は、この法人が特定の目的のために保有する財産で、その取扱いについては、理事会の決議による。
- 4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第7条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむをえない理由により基本財産の全部又は一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 本財団の財産の管理・運用は、理事長の命を受けて専務理事が管理し、その方法は理事会の決議により別に 定める資金運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を得て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 10 条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及びその付属明細書並びに 貸借対照表、正味財産増減計算書、これらの付属明細書及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認 を経た上で、事業報告及びその付属明細書については定時評議員会に報告し、その他の書類については定時評議員 会において承認を得るものとする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 本財団は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則等)

- 第11条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会 第1節 評議員

(定数)

- 第12条 本財団に、評議員6名以上10名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(强任等)

- 第13条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員の選任にあたっては、第29条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 3 評議員会会長は、評議員会において評議員のなかから選任する。
- 4 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 第12条で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(解任)

- 第16条 評議員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - ただし、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第17条 評議員に対する報酬等の金額は、年度総額100万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 役員の選任及び解任
 - (3) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
 - (4) 役員及び評議員の報酬等の額
 - (5) 定款の変更
 - (6) 各事業年度の決算の承認

- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併契約の承認及び事業の全部の譲渡
- (9) 前各号に定めるもののほか、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。) に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集 を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。 (招集の通知)
- 第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を 記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第22条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。
- 2 会長が出席できないときは、議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。 (定足数)
- 第23条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。 (決議)
- 第24条 評議員会の決議は、「一般法人法」第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定する事項を除き、 議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

(決議の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長が署名又は記名押印する。

第4章 役員等及び理事会 第1節 役員等

(種類及び定数)

- 第28条 本財団に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、理事長とする。
- 3 理事のうち代表理事でない者1名を「一般法人法」第197条が準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。なお、本項の業務執行理事を専務理事とする。
- 4 理事のうち、1名を副理事長とすることができる。

(選任等)

- 第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び副理事長並びに業務執行理事は、理事会において理事の中から選任する。

- 3 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁 に届け出るものとする。

(理事の職務・権限)

- 第30条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本財団の業務の執行の決定等に参画する。
- 2 理事長は、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を執行する他、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、評議員会及び理事会の招集並びに理事会議長の職務を代行する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 本財団の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録)及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、 再任を妨げない。
- 3 第28条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任 された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

(解任)

- 第33条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第34条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

による。

(責任の免除又は限定)

- 第35条 本財団は、役員の「一般法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本財団は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定 する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度 額とする。

(顧問)

- 第36条 本財団に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長の諮問に応え、意見を述べる。
- 3 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 顧問に対し、報酬を支給することができる。報酬を支給する場合及びその職務を行うために要する費用の支払いをする場合は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に準じて取り扱うものとする。

第2節 理事会

(設置)

- 第37条 本財団に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第38条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 本財団の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事、副理事長及び業務執行理事の選任及び解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - (6) 第35条第1項の責任の免除

(種類及び開催)

- 第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、事業年度毎に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第31条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。 (招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号による場合は、当該理事が、前条第3項第4号後段による場合は、 当該監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、 各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催

することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。 (決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第30条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第5章 委員会

(委員会)

- 第47条 本財団の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置することができる。
 - (1) 選考委員会
 - (2) その他理事会が必要と認めた委員会
- 2 前項の委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 事務局

(設置等)

- 第48条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会が選任及び解任する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備置き書類)

- 第49条 事務所には、下記に掲げる書類を備え置き、法令の定めに基づく閲覧の請求に応じる。
 - (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 財産目録
 - (4) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
 - (5) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (6) 貸借対照表及びその付属明細書
 - (7) 正味財産増減計算書及びその付属明細書
 - (8) 事業報告及びその付属明細書
 - (9) 監査報告
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第13条に規定する評議員の選任並びに第16条に規定する評議員の解任を含め、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を

経て変更することができる。ただし、第53条に規定する公益目的取得財産残額の贈与は変更することができない。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第11条第1項各号に 掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認 定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。 (合併等)
- 第51条 本財団は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により合併契約の承認を得たうえで、他の「一般法人法」上の法人と合併することができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。 (解散)
- 第52条 本財団は、「一般法人法」第202条に規定する事由により解散する。 (公益目的取得財産残額の贈与)
- 第53条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、「公益法人認定法」第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ケ月以内に、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。 (残余財産の処分)
- 第54条 本財団が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は「公益法人認定法」第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第8章 公告

(公告方法)

第55条 本財団の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子広告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の 設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の 規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事(理事長)は永易 克典、副理事長は塚本 隆史、業務執行理事(専務理事)は松村 芙ニ夫とする。
- 4 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。